

観光入込客統計に係る比較検証業務委託 企画提案競技実施要領

観光入込客統計に係る比較検証業務委託の企画提案競技については、この要領に定めるとおりとする。

1 委託業務名

観光入込客統計に係る比較検証業務委託

2 委託業務内容

観光入込客統計に係る比較検証業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）

4 予算額

4,000,000円

※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- （1）過去3年間に国の「観光入込客統計に関する共通基準」に基づく統計業務について地方公共団体との契約を誠実に履行した実績を有する者であること。
- （2）埼玉県の商品の買入れ等に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和6年埼玉県告示833号）に基づき、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」のうち小分類「市場調査業務」に登録された者であること。
- （3）次のアからオまでのいずれにも該当すること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではな

い。

エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間、埼玉県に於ける入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

6 スケジュール

ホームページへの掲載	令和7年	6月6日（金）
質問事項受付開始		6月6日（金）
質問事項の受付期限		6月11日（水）正午まで
質問事項の回答		6月13日（金）
企画提案参加希望書の提出期限		6月17日（火）17時まで
企画提案書の提出期限		6月23日（月）17時まで
企画提案審査		6月下旬（予定）
選考結果発表		6月下旬～7月上旬

7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

（1）質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、質問書（別記様式1）を下記メールアドレス宛てに電子メールにより送信するものとする。

電子メールアドレス：a3950-01@pref.saitama.lg.jp

件名：観光入込客統計に係る比較検証業務委託企画提案質問書

質問受付期間：令和7年6月11日（水）正午まで

イ 質問の回答

質問への回答は、県ホームページに掲載する。

（2）企画提案参加表明

ア 提出書類

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ企画提案参加希望書（別記様式2）を提出すること。その際、過去3年間の類似実績一覧（契約書・完了検査結果通知等を含む）を1部添付すること。

イ 受付期間

令和7年6月17日（火）17時まで

ウ 提出先

埼玉県産業労働部観光課 DMO支援・観光振興担当
（電話）048-830-3955

(メールアドレス) a3950-01@pref.saitama.lg.jp

エ 提出方法

電子メール

※ 必ず到達確認の電話をすること。

(3) 企画提案書の提出等

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとする。

ア 受付期間

令和7年6月23日(月) 17時まで(必着)

イ 提出先

埼玉県産業労働部観光課 DMO支援・観光振興担当

(住所) 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (第二庁舎1階)

(電話) 048-830-3955

ウ 提出書類

別添「観光入込客統計に係る比較検証業務委託仕様書(公募用)」を参照のうえ、募集要領「8 企画提案書」に示す書類を提出すること。

エ 提出方法

企画提案書はA4判横長で作成しデータで提出すること(紙提出不可)。

データ形式はPowerPoint 又はPDFに限る。データ提出にあたり埼玉県のファイル便を使用する場合は事前に引き取り便の送付を受けること。

メールアドレス: a3950-01@pref.saitama.lg.jp

件名: 観光入込客統計に係る比較検証業務委託企画提案参加希望書

オ その他

- ・ 企画提案は、1提案者につき1提案に限る。(複数提案は不可)
- ・ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ・ 提出された応募書類は返却しない。
- ・ 応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

8 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

(1) 表紙

ア 表題(観光入込客統計に係る比較検証業務委託)

イ 応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

(2) 目次

(3) 企画提案内容

ア 基本方針

イ 提案内容(比較検証方法、有識者候補2名の提案、意見聴取等の方法)

ウ スケジュール、業務実施体制

エ その他

- ・ 過去の実績
- ・ その他必要と思われる事項
- ・ 企画提案書の作成に際しては、仕様書のどの項目に関する提案かを明確に記載すること。また、提案にあたっては「仕様書の内容を具体化したもの」「独自提案するもの」の区別が明確に判別できるようにすること。

(4) 添付書類

- ・ 法人の概要（設立趣旨、事業内容）が分かるもの
※ 上記の内容が記載されていれば既存のパンフレット等でも構わないものとする。
- ・ 委託料見積書
※ 見積書は、項目、単価等を明らかにした積算内訳とすること。
※ 宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とし、担当者の氏名及び法人等の連絡先を明記すること。代表者印の押印は不要である。

9 契約先候補の選考方法

(1) 決定方法

- ・ 県は審査会を設置し、提出された企画提案書等に基づき、審査するものとする。
- ・ 審査は書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。
- ・ 当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を契約先候補に決定する。
- ・ 企画提案事業者が1者のみの場合も同様の方法により選定の可否を決定する。
- ・ 審査結果が最低基準点に満たない場合は再度選定を行う場合がある。

(2) 審査基準

審査にあたっては、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき、総合的に評価する。

10 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴取し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

委託契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。受注者には立会人型電子契約サービス利用に係る費用負担は生じない。電子契約の利用について承諾がない場合は、従来通り紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

11 企画提案書の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

12 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 書留以外の方法で郵送されたもの。
- カ 提出書類に不足があるもの。
- キ 企画提案参加希望書等に代表者の記名がないもの。
- ク 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ケ 見積金額を訂正したもの。
- コ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ア 参加申請に係る全ての費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された参加申請に係る全ての書類について返却しない。
- ウ 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

13 問合せ先

埼玉県産業労働部観光課 DMO支援・観光振興担当 飯沼
(住所) 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (第二庁舎 1 階)
(電話) 048-830-3955

(メールアドレス) a3950-01@pref.saitama.lg.jp